

○厚生労働省訓第45号

(部内一般)

紛争解決アドバイザー規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年10月1日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

紛争解決アドバイザー規程の一部を改正する訓令
(改正内容は別添のとおり。)

附 則

この訓令は、令和8年10月1日から施行する。

改 正 案	現 行
（設置） 第1条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「法」という。）<u>第22条に規定する労働者と事業主との間の紛争に関し、都道府県労働局長が法第23条第1項の規定に基づき紛争の解決の援助を行う際に、都道府県労働局長に対し、当該紛争の迅速かつ適正な解決に資する専門的な助言を行わせるため、都道府県労働局に紛争解決アドバイザーを置く。</u> （職務） 第3条 紛争解決アドバイザーは、都道府県労働局長が<u>法第23条第1項の</u>援助を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うものとする。	（設置） 第1条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「法」という。）<u>第16条に規定する労働者と事業主との間の紛争に関し、都道府県労働局長が法第17条第1項の規定に基づき紛争の解決の援助を行う際に、都道府県労働局長に対し、当該紛争の迅速かつ適正な解決に資する専門的な助言を行わせるため、都道府県労働局に紛争解決アドバイザーを置く。</u> （職務） 第3条 紛争解決アドバイザーは、都道府県労働局長が<u>法第17条第1項の</u>援助を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うものとする。